

新生公立鳥取環境大学設立協議会規約

(目的)

第1条 鳥取県、鳥取市及び学校法人鳥取環境大学は、鳥取環境大学を魅力的な大学に生まれ変わらせるための抜本的改革について検討を行い、必要な事項を協議する機関として新生公立鳥取環境大学設立協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(設置団体)

第2条 協議会は、鳥取県、鳥取市及び学校法人鳥取環境大学（以下「関係団体」という。）が、これを設ける。

(協議)

第3条 協議会の協議する事項は、次のとおりとする。

(1) 次に掲げる事項の協議

- ア 法人組織・運営に関すること。
- イ 学部学科改編に関すること。
- ウ 中期目標及び中期計画に関すること。
- エ 評価制度に関すること。
- オ 財務及び予算に関すること。
- カ 人事及び労務に関すること。
- キ 財産管理に関すること。
- ク 学生募集に関すること。

(2) 前号のほか、協議会の目的を達成するために必要な協議

(事務所の所在地)

第4条 協議会の事務所は、鳥取市若葉台北一丁目1番1号（鳥取環境大学内）に置く。

(組織)

第5条 協議会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は鳥取県知事、副会長は鳥取市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

第7条 委員の任期は、第17条の規定により、協議会が解散する日までとする。

(アドバイザー)

第8条 協議会にアドバイザーを置くことができる。

- 2 アドバイザーは、大学の魅力づくりに関し、専門的知識及び技能を有する者の中から会長が委嘱する。
- 3 アドバイザーは、協議会の要請により、専門的見地からの助言指導を行う。

(職員)

第9条 協議会の事務に従事する職員（以下単に「職員」という。）は、関係団体の長が、それぞれ当該関係団体の職員のうちから選任する。

- 2 会長は、職員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき、又は職員に職務上の義務違反その他職員たるに適しない非行があると認めるときは、当該関係団体の長に対し、その解任を求めることができる。

(職員の職務)

第10条 会長は、職員のうちから事務局長を定めるものとする。

- 2 事務局長は、会長の命を受け、協議会の事務を掌理する。

(事務処理のための組織)

第11条 会長は、協議会の事務を処理するために必要な組織を設けることができる。

(会議の招集)

第12条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長がこれを招集する。

(会議の運営)

第13条 会議は、委員（第6条第4項の規定により会長の職務を代理している副会長を除く。以下この条において同じ。）の過半数が出席しなければ、これを開き、及び議決をすることができない。

- 2 会議の議長は会長が務めるものとし、会長が欠席の場合は、副会長が議長を務める。さらに、副会長が欠席の場合は、協議会の合意により議長を決定する。
- 3 会長は、必要に応じて関係者、職員等を会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。

(経費の支弁の方法)

第14条 協議会の事務の管理及び執行に要する費用は、各関係団体が負担する。

(会計年度)

第15条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(財産の取得、管理及び処分)

- 第16条 協議会の事務の用に供する財産に関しては、関係団体が協議によりそれぞれ取得し、又は処分するものとし、当該財産の管理は、協議会がこれを行う。
- 2 協議会は、前項の規定により財産を管理する場合においては、当該管理を各関係団体の当該管理に関する条例、規則その他の規程の定めるところにより行うものとする。
 - 3 協議会の予算の執行に伴う財産の取得及び処分並びに当該財産の管理については、前2項の規定にかかわらず、協議会の定めるところによりこれを行うものとする。

(解散)

- 第17条 協議会はその目的を達成したときに解散する。

(協議会の解散の場合の措置)

- 第18条 協議会が解散した場合においては、各関係団体がその協議によりその事務を承継する。この場合において、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(雑則)

- 第19条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

- 1 この規約は、平成22年10月19日から施行する。
- 2 協議会の設立当初の会計年度は、第15条の規定にかかわらず、設立の日から平成23年3月31日までとする。

別表（第5条関係）

区分		委員
設置者	鳥取県	知事、企画部長、教育長
	鳥取市	市長、企画推進部長、教育長
鳥取環境大学		理事長、学長、常務理事